

第10号議案

令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針について

令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針を別紙のとおり定めることにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号の規定により、議決を求める。

令和8年6月8日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

令和 9 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針

(令和 年 月 日 教育委員会議決)

仙台市立義務教育諸学校において使用する教科用図書は、児童生徒の実態に即し、見本本の調査研究を十分に行い、公正かつ厳正に適切なものを採択する。

なお、採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、文部科学省から示された通知「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」「教科書採択の公正確保について（通知）」「令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」、宮城県教育委員会から示された「教科書の採択に係る基本方針」「令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準【特別支援学校及び特別支援学級】」に則り、検討する。

記

1 小学校用教科書の採択について

令和 8 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、令和 7 年度と同一の教科書を採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という）第 14 条及び同施行令第 15 条）

2 中学校用教科書の採択について

令和 8 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、令和 7 年度と同一の教科書を採択する。（無償措置法第 14 条及び同施行令第 15 条）

3 特別支援学校用教科書の採択について

(1) 小学部

令和 8 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、令和 7 年度と同一の教科書を採択する。（無償措置法第 14 条及び同施行令第 15 条）

(2) 中学部

令和 8 年度の採択においては、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、令和 7 年度と同一の教科書を採択する。（無償措置法第 14 条及び同施行令第 15 条）

4 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。

(次頁に続く)

5 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択の観点について

採択に当たっては、以下の仙台市採択の観点に則り検討する。

特別支援学校（小学部・中学部）及び小学校・中学校特別支援学級 教科

【内容に関すること】

- （１）仙台市の学校教育の推進に資するものであること。
- （２）仙台市をはじめ、我が国の自然や歴史、文化などを愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- （３）生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などが育つように配慮されていること。
- （４）発達の段階や、幼・小・中の系統性に配慮されていること。
- （５）学習指導要領に示されている目標達成のために内容が工夫されていること。

【配列に関すること】

- （６）教科における基礎的・基本的な内容の確実な習得・定着を図るための学習や、発展的な学習が展開できるように配慮されていること。
- （７）教材の配列が、児童生徒の生活や本市の実態に広く対応できること。

【学習と指導に関すること】

- （８）基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等の育成や主体的な学習態度の形成を進められるように配慮されていること。
- （９）他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されていること。
- （１０）言語活動が充実するための学習が展開できるように配慮されていること。
- （１１）児童生徒の経験や興味・関心を大切にし、多様な個性や能力に対応するとともに、主体的・対話的で深い学びを実践するために工夫されていること。

【表現と体裁に関すること】

- （１２）文章、用語、挿絵、地図、図表、ウェブページのアドレス（二次元コード）の配置や表現が適切であること。

（次頁に続く）

【内容に関すること】

- (1) 仙台市の学校教育の推進に資するものであること。
- (2) 仙台市をはじめ、我が国の自然や歴史、文化などを愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- (3) 生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などが育つように配慮されていること。
- (4) 発達の段階や、幼・小・中の系統性に配慮されていること。
- (5) 学習指導要領に示されている目標達成のために内容が工夫されていること。

【配列に関すること】

- (6) 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあること。
- (7) 「特別の教科 道徳」の内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるように配慮されていること。
- (8) 「特別の教科 道徳」の内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く対応できること。
- (9) 教材の配列が、児童生徒の生活や本市の実態に広く対応できること。

【学習と指導に関すること】

- (10) 学習意欲を高めるため、体験的・問題解決的な学習や自主的・自発的な学習が展開できるように配慮されていること。
- (11) 言語活動が充実するための学習が展開できるように配慮されていること。
- (12) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるように配慮されていること。
- (13) 児童生徒の経験や興味を大切に、多様な個性や能力に対応するとともに、学習の動機付けや主体的・対話的で深い学びができるように配慮されていること。

【表現と体裁に関すること】

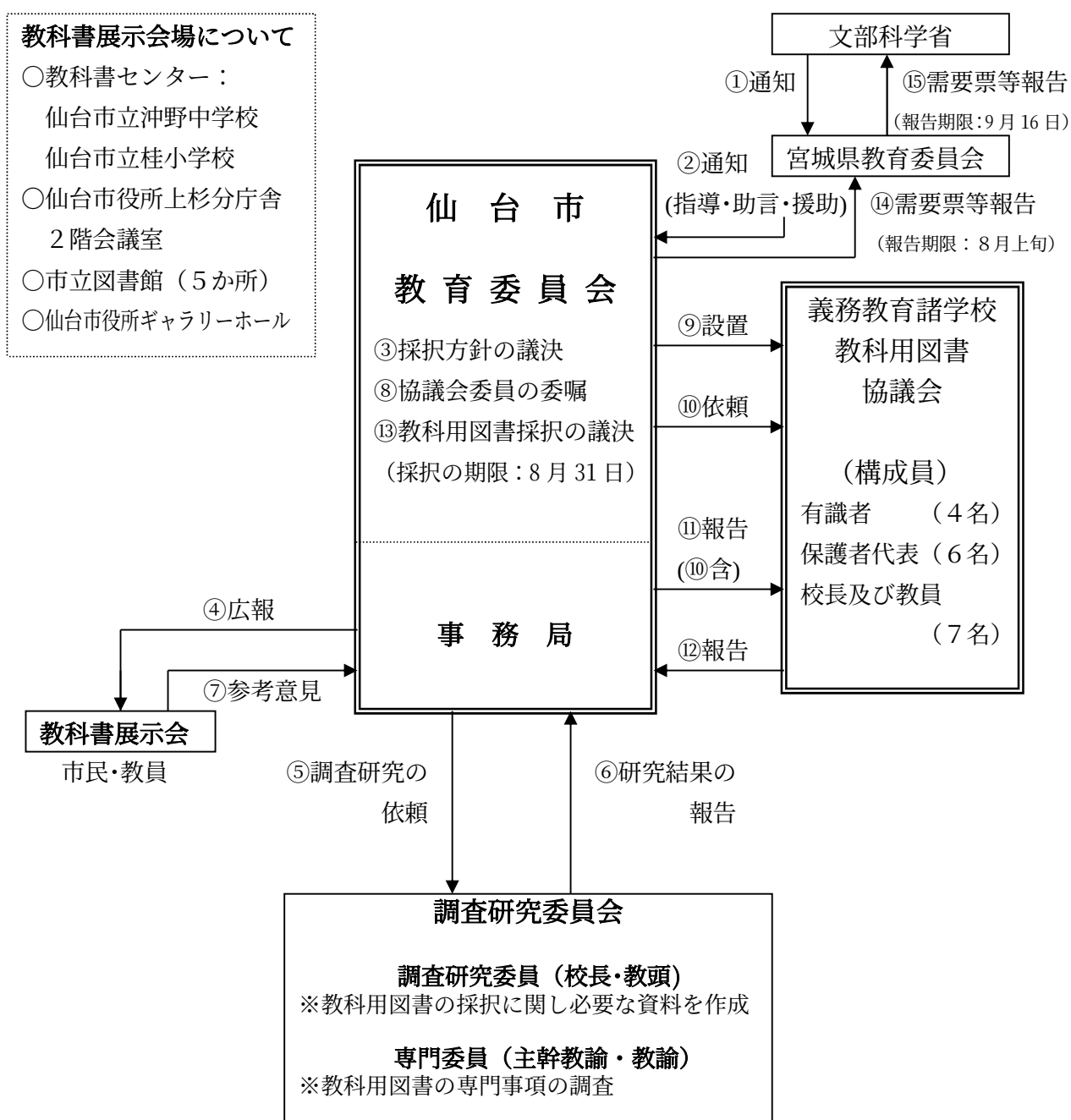
- (14) 文章、用語、挿絵、地図、図表、ウェブページのアドレス（二次元コード）の配置や表現が適切であること。

令和 9 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書採択方針について

- 【資料 1】 仙台市立義務教育諸学校教科用図書採択の仕組み
- 【資料 2】 教科用図書採択に関する関係法規について
- 【資料 3】 宮城県教育委員会 教科書の採択に係る基本方針
- 【資料 4】 宮城県教育委員会 令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による
教科用図書（一般図書）採択基準
【特別支援学校及び特別支援学級】
- 【資料 5】 文部科学省 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）
（別添通知）教科書採択の公正確保について（通知）
- 【資料 6】 文部科学省 令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

仙台市立義務教育諸学校教科用図書採択の仕組み

- 1 仙台市立義務教育諸学校で使用する教科用図書については、宮城県教育委員会の指導助言の下、仙台市教育委員会で採択を行っている。
- 2 仙台市教育委員会では、採択対象となる教科用図書に関する意見を集約するため、有識者、保護者代表、校長及び教員から成る協議会を設置している。
また、教科用図書の採択に関し、必要な資料を作成するため、校長及び教頭のうちから教育長が任命する委員で構成される調査研究委員会を設置しており、この調査研究委員会に、専門事項を調査するため、教育長が任命する主幹教諭及び教諭からなる専門委員を置いている。
- 3 協議会は、この調査研究委員会からの研究成果報告書等を踏まえ協議を行い、教育委員会に対して報告を行う。
教育委員会は、協議会の報告を踏まえつつ、審議を行い、採択する。



教科用図書採択に関する関係法規について

1 教科用図書の採択について

(1) 教科用図書・教材

学校教育法

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ④ 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ⑤ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

参照：中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校等（第70条）、特別支援学校（第82条）に準用

(2) 教科用図書の使用の特例

学校教育法 附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

- ② 第34条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

2 同一教科用図書を採択する期間

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、
政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

<参考> 小・中学校の教科書採択と使用年度について

小学校の教科書採択：令和5年度 使用年度：令和6年度～令和9年度

中学校の教科書採択：令和6年度 使用年度：令和7年度～令和10年度

教科書の採択に係る基本方針

宮城県教育委員会

教科書は、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として全ての児童生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意義をもつことを踏まえ、下記の方針により、別に定める採択基準等に基づいて教科書の採択にあたるものとする。

記

- 1 教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること。
- 2 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）で示された「目指す姿」等を踏まえるとともに、各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

令和 9 年度使用

学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準

【特別支援学校及び特別支援学級】

1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- (3) 自立や社会参加につながる力の育成に資するものになっているか。
- (4) 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるように配慮されているか。
- (2) 内容の分量や区分が適切であるか。
- (3) 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- (4) 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

3 学習と指導に関すること

- (1) 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- (2) 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- (3) 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- (4) 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- (5) 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）が適切に配置されているか。

4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が適切であるか。
- (2) 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するように配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は見やすいように配慮されているか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか。



7 文科初第 2868 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎 (公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

過去には、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行った結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しました。そのため、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきましたが、教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

については、上記の事実も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校及びその教師その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。



1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不適当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不適当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不適当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- ⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号初等中等教育局長通知）「第一 2. 留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 6 項を参照すること。

（イ）著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
 - もっとも、今後文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和 7 年度に検定を経た教科書について、教科書協会非加盟会社のもの編著作者及び編集協力者に関する情報（※ 2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著作者及び編集協力者に関する情報（※ 2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
 - これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。
- ※ 2 これらの情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本（令和8年度の採択から提供可能となるデジタル版の教科書見本を含む。）の種類及び部数の上限について、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。デジタル版の教科書見本については、教科書発行者に提供を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和6年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- ただし、令和6年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。

○ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

○ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和8年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和8年3月31日付け7文科初第2867号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

（ウ）教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

○ これまで、多くの教科書発行者により教科書見本の不適切な取扱いが行われ、その中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

○ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

（エ）教科書発行者の不当な利益供与への対処等

○ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過当な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。
- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過当な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者その他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・令和8年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣伝活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中、教科書発行者(教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。

- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。

特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。

- なお、「採択関係者」とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に關与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない）

- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。

- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例>（教科書発行者行動規範より）

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書

及び教科書準拠周辺教材についての対価の支払いを伴う意見聴取（後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く。）

- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等に係る会場費、印刷代等の提供、その他の労務の提供、又は当該会議等の会員各社の役員・社員以外の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

＜許容される行為＞

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることとは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆・意見聴取等に対する適正な対価・経費を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

（ウ）その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け

止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。
- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（７）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

２．教科書採択方法の改善について

（１）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断に十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
＜不適切な採択方法＞
 - ・ 教師等の投票によって決定される

- ・事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
- ・十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
- ・その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

＜具体的な取組例＞

- ・市町村教育委員会等による採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮し、需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。その際、市町村教育委員会等との協議を行い、確認体制が十分ある場合などに需要数の報告の期限を延長することも考えられる。
- ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
- ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

- 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

- ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。

(3) 教科書の調査研究の適切な実施について

(ア) 教科書見本の十分な活用

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の実施

- 教科書の調査研究に当たっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を適切に選任・配置するなど体制の整備を図ること。
- 調査員等は、保護者等の幅広い意見を踏まえつつ、採択権者の判断に資する

資料の作成に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要である。当該評定に拘束力があるかのような取扱い（評定で首位又は上位の教科書の中から必ず採択・選定することとするなど）を行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
 - 学校における働き方改革を進める観点から、調査研究を他の採択権者や採択地区等と共同して効果的・効率的に行うなどの工夫も考えられること。
 - 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。
- (参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<https://www.textbook.or.jp/about-us/publicity-standard.html>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

7 文科初第 2867 号
令和 8 年 3 月 31 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎 (公印省略)

教科書採択の公正確保について (通知)

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、その後も、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行ったことにより、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しております。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないよう、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついでには、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 教科書見本の取扱いについては、法令及び本通知に基づき、適切に対応すること。
- 令和 8 年度に行う令和 7 年度に検定を経た教科書の採択からは、現行学習指導要領が適用される間、教科書発行者において、紙の見本のみを提供するか、紙の見本に加えてデジタル版の教科書見本を提供するかを選択することができる。提供方式は全国一律とし、地域によって差異を設けることはできない。
- 令和 8 年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和 8 年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号）第 6 条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として紙の教科書見本を送付することができる（デジタル版の教科書見本の提供はできない）。

・ 都道府県教育委員会	:	1 5 部
・ 指定都市教育委員会	:	1 7 部
・ 中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8 部
・ その他の市町村教育委員会	:	5 部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・ 教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4 部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和7年度に検定を経た教科書の見本

○ 紙の見本のみを提供する場合

- ・都道府県教育委員会 : 6 部
- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)を所管する市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会 : 原則 1 部
- ・高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) : 原則 1 部
- ・教科書センター : 1 部

- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成 16 年文部科学省令第 20 号)第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

○ デジタル版の教科書見本を提供する場合

- ・都道府県教育委員会 : デジタル版
+ 紙の見本 6 部
- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)を所管する市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会 : デジタル版
+ 紙の見本 原則 1 部
- ・私立、国立及び公立大学法人が設置する高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) : デジタル版 +
+ 紙の見本 原則 1 部
- ・公立(公立大学法人設置を除く。)高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制) : デジタル版のみ
- ・教科書センター : 紙の見本 1 部

- (※) 提供するデジタル版の教科書見本の閲覧期間は、9 月 16 日までとする。
- (※) 提供するデジタル版の教科書見本は、ダウンロード不可・印刷不可に設定すること。
- (※) デジタル版の教科書見本の提供に当たっては、著作権保護のため必要に応じて権利処理や技術的処理を適切に行うこと。

◇ 令和 6 年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和 7 年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和 7 年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて紙の教科書見本を送付することができる（デジタル版の教科書見本の提供はできない）。
- ・ 令和 7 年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和 7 年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として紙の教科書見本を送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。
- また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、「採択関係者」（採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む（常勤・非常勤は問わない）。以下同じ。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。
- 特に、令和 6 年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
- また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4 月末日（教科書センターには 5 月末日）までに送付が完了するよう努めること。デジタル版の教科書見本については、4 月末日までに閲覧可能となるよう努めること。
- ・ なお、著作権保護の観点から、デジタル版の教科書見本は教科書展示会での展示は行わないこと。

- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟している教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第 3 項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5 月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等を確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和 6 年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 令和 8 年度に検定を経る教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟している教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

- 令和 8 年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わ

ないこと。

- ・ 教科書の編著者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過当な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者その他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
 - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
 - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周

辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。

- ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

【教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第7条第2項】

- ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】

- ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第19条第1号】

- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法（明治40年法律第45号）上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性があること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



7 初教科第 21 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
後 藤 教 至 （公印省略）

令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和 8 年 3 月 31 日付け 7 文科初第 2868 号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するよう、採択事務処理等（需要数報告事務処理も含む）に係る情報を取りまとめたポータルサイトを開設しておりますので積極的に御活用ください。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1. 各学校段階における令和8年度の教科書採択について

(1) 小・中学校用教科書の採択について

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、以下の（4）のとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択を行う場合は、異なる教科用図書を採択することができる。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

以下の①から④までの事項に留意すること。

① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校及び特別支援学級における教科書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の一般図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（カ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とすることを踏まえ、採択を行うこと。
- (イ) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (ウ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知育玩具等は適切ではない。）。
- (エ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (オ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- (カ) 別途送付している「令和 8 年度用一般図書契約予定一覧について」（令和 8 年 3 月 5 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書（点字）や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校及び特別支援学級において一般図書を採択する場合には、採択権者において当該図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握するだけでなく、教科書として年間通じての需要に耐えうる十分な在庫量と供給機能を有しているか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認した上で採択を行う必要があること。近年、採択権者から発行者への上記の供給確認が不十分であったために、採択・需要数報告後に供給不能が判明する事例が散見されるため、特に留意すること。

なお、令和 9 年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか再度確認することになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあること。

2. 採択に当たっての留意事項について

(1) 教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前

年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に 9 月 16 日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の教科書を 4 年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。その際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の提供を求めても差し支えないが、義務教育諸学校における令和 9 年度使用教科書の見本については、デジタル版の提供が行われないことに留意すること。

(3) 採択する際の検討の在り方について

障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。

各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

○ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

○カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。

○レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長が説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和8年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

また、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会の委員への任命について、委員の氏名については、旧氏単記又は旧氏併記で任命することが可能であること。

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（令和8年3月31日付け7文科初第2867号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和7年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。(各高等学校で採択された教科書見本を教育委員会等に提出を求める際も、教育委員会は手続き終了後に各高等学校へ教科書見本を返却し保管するよう指導すること)

令和9年度に使用する教科書の採択に当たっては、令和8年1月30日付事務連絡「令和8年度以降の教科書採択に係る教科書見本の提供依頼について」でお知らせしたように、教科書発行者が希望する場合にはデジタル版の教科書見本の提供を認めることとしていることから、デジタル版の教科書見本の提供を受けるに当たって、以下の事項に留意すること。

- ① デジタル版の教科書見本の提供は、教科書発行者が希望する場合に実施されることから、デジタル版の教科書見本を提供しない教科書発行者に対し、デジタル版の教科書見本の提供を求めないこと。なお、デジタル版の教科書見本を提供する発行者は4月に別途連絡する。
- ② デジタル版の教科書見本を提供された場合、見本の閲覧期間は9月16日までとし、閲覧者は、採択権者により指定された採択に直接関わる者に限定すること。
- ③ デジタル版の教科書見本の利用は、採択における調査研究のための必要最低限の範囲に限定し、授業や教材作成における利用等、採択における調査研究の目的以外で利用しないこと。
- ④ デジタル版の教科書見本の閲覧用 URL は都道府県教育委員会に提供するため、市区町村教育委員会は都道府県教育委員会から、各学校は所管の教育委員会から URL の提供を受けること(市町村教育委員会や各学校から直接教科書発行者に問い合わせないこと)。
- ⑤ デジタル版の教科書見本は、著作権保護の観点から、ダウンロードや印刷は原則不可であること。また、デジタル版の教科書見本と紙の見本本では、一部に差異が生じる可能性があること。

(3) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を以下の URL に掲載しているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること(令和8年度は4月下旬頃に更新予定)。

URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ（※）においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

（※）文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

(2) 令和8年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第5条の規定に基づき、6月1日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催すること。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

著作権保護の観点から、デジタル版の教科書見本は教科書展示会での展示を行わないこと。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間（上記（2）に記載の14日間）に加えて、法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害等の発達障害や日本語に通じないこと等により教科書を利用することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、発行者や製作団体がホームページ等に掲載しているサンプルを活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. **需要数報告について**

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。その際、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して設定する締切りについては、採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮したものとする。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学省に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うよう努めると共に、万一、1月末以降に需要数の変更が生じた場合には、可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに、文部科学省にその旨報告し対応を相談すること。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害等のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課や外国人児童生徒指導主管課等とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成 30 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第 1 部掲載）と、平成 21 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第 2 部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

なお、特に近年、高等学校の需要数報告にあたり、毎年の入学者数の実績等を加味すること無く、単なる定員数等により報告する事例が相次いでいるが、こうした報告は後の需要数変更が不可欠となり、安定的な教科書供給に支障を来すことに繋がりがねないため、厳に慎むこと。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和8年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
小学校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				△
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検 定	◎	◎				◎				◎
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検 定	◎	◎				◎			
		採 択		△	△				△		
		使用開始			○	○				○	
	主として 中学年用	検 定		◎	◎				◎		
		採 択			△	△				△	
		使用開始	○			○	○				○
	主として 高学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択	△			△	△				△
		使用開始		○			○	○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。